

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例

平成30年9月28日条例第36号

改正 令和元年9月30日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備設置事業のうち、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される事業の防止を図り、環境の保全及び市民の安心で安全な生活に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。
- (2) 太陽光発電設備設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電設備設置事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電設備設置事業を行う土地の区域並びに当該事業と一体の事業の土地の区域及び当該事業区域と一体利用される土地の区域をいう。
- (5) 近隣関係者 事業区域（単独で線状に延びた排水路に関する土地の区域を除く。次号において同じ。）の隣接土地所有者及び事業区域から概ね20メートル未満の距離にある土地又は建築物の所有者及び居住者をいう。
- (6) 地域住民 事業区域が含まれる自治会の自治会員のうち近隣関係者以外の者をいう。
- (7) 地域住民等 近隣関係者及び地域住民をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電設備設置事業の実施に当たり、関係する法令、条例、規則等を遵守し、本市における環境の保全に係る支障の防止と地域住民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。太陽光発電設備設置事業完了後においても、同様とする。

(適用範囲)

第5条 この条例は、太陽光発電設備設置事業のうち、事業区域が1,000平方メートル以上で

あって、土地に自立する太陽光発電設備の設置を行うものを対象とする。

(設置が適当でない区域)

第6条 市長は、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される区域において、太陽光発電設備の設置が適当でない区域を規則で定めることができる。

(事前届出)

第7条 第10条第1項の規定による届出及び協議を行う事業者は、規則に定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。この場合において、法第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を申請する者は、当該認定の申請を行う前に市長に届け出なければならない。

(地域住民への周知及び説明会の開催)

第8条 事業者は、第10条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民に対して、規則で定める事項を周知し、地域住民から太陽光発電設備設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じなければならない。

2 事業者は、前項の規定による周知及び説明会の開催により、地域住民の理解を得るよう努めなければならない。

(近隣関係者への周知及び説明)

第9条 事業者は、次条第1項の規定による届出を行う前に、近隣関係者に対して、規則で定める事項を周知し、及び説明しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による周知及び説明により、近隣関係者の理解を得るよう努めなければならない。

(事業の届出及び協議)

第10条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、第7条の規定による事前届出の後、規則で定める事項を届け出て、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定により届け出られた事業が次に掲げる基準に適合し、かつ、その手続がこの条例の規定に違反していないと認めるときは、当該事業に同意しなければならない。

(1) 事業区域及び事業が影響を与えるおそれのある地域の状況並びに事業の規模及び目的を勘案したとき、安全上支障がないこと。

(2) 事業の実施に当たって、著しい妨げ及び法令上の制約がないこと。

(3) 環境への影響を最小限とするよう計画がされていること。

(協定の締結)

第11条 市長は、前条第2項の規定により太陽光発電設備設置事業の実施に同意したときは、事業者と当該事業の実施に関する協定を締結するものとする。

2 事業者は、前項の協定を締結した後に太陽光発電設備設置事業に着手するものとする。
(地位の承継)

第12条 前条第1項の協定を締結した事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた事業の同意及び協定に基づく地位を承継することができる。

2 前条第1項の協定を締結した事業者から事業区域内の土地の所有権その他太陽光発電設備設置事業に関する工事を実施する権限を取得した者は、市長の承認を受けて、当該事業者が有していた事業の同意及び協定に基づく地位を承継することができる。
(設置完了の届出等)

第13条 事業者は、太陽光発電設備設置事業が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、設置された太陽光発電設備の状況について確認を行うものとする。
(適正な管理)

第14条 太陽光発電設備の所有者（以下「所有者」という。）は、当該設備の適正な管理に努めるものとする。

(標識の掲示)

第15条 所有者は、規則で定めるところにより、事業区域内の外部から見やすい場所に標識の掲示を行うものとする。

2 標識の掲示期間は、太陽光発電設備の設置が完了した日から法に基づく売電期間が終了するまでとする。
3 所有者は、標識の掲示内容に変更が生じたときは、速やかに当該掲示内容を修正するものとする。

(廃止の届出)

第16条 所有者は、当該設備を廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

2 前項の場合において、所有者は、速やかに当該設備を撤去し、及び処分することにより、良好な環境を形成し、保全を図らなければならない。

(指導及び勧告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者及び所有者（以下「事業者等」という。）に対し、適切な措置を講ずるよう指導を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの要件に該当する事業者等に対し、期限を定めて適切な措置を講ずるよう勧告を行うことができる。

(1) 第10条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行い、太陽光発電設備設置事業を実施したとき。

(2) 第11条第1項の協定を締結する前に太陽光発電設備設置事業に着手したとき。

(3) 前項の指導に正当な理由なく従わないとき。

3 事業者等は、前2項の指導又は勧告を受けたときは、その処理の状況を市長に報告しなければならない。

4 市長は、第2項の勧告を行った後、相当期間が経過しても改善されない場合は、同意の取消し及び協定の解除をすることができる。

(公表)

第18条 市長は、前条第2項第1号又は第2号に該当して勧告を受けた事業者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その事業区域を公表することができる。

2 市長は、前条第2項第3号に該当して勧告を受けた事業者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所、勧告の内容及び必要な事項を公表することができる。

3 市長は、前2項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ事業者等に対し、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(恵那市土地開発に関する条例の一部改正)

2 恵那市土地開発に関する条例（平成20年恵那市条例第24号）の一部を次のように改正する。
第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例（平成30年恵那市条例第36号）第2条第2号に規定するもの

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、適切な開発事業計画が策定され、当該事業に係る事前届出書の提出がされた太陽光発電設備設置事業は、第7条の規定による事前届出が完了したものとみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に恵那市土地開発に関する条例第6条の規定により協議がなされている太陽光発電設備設置事業のうち、施行日から60日が経過する日までの間に当該協議が完了したものについては、この条例による改正前の恵那市土地開発に関する条例の規定を適用し、施行日から60日が経過した日において、当該協議が完了していないものについては、必要な措置を行った上で、この条例の相当規定を適用する。
- 5 この条例の施行の際、現に市長が計画を適切に策定するよう指導及び助言をしている太陽光発電設備設置事業については、この条例の適用に際し、必要な措置を行った上で、この条例の相当規定を適用する。
- 6 この条例の施行の際、現に設置されている太陽光発電設備は、この条例の相当規定により設置されたものとみなす。この場合において、所有者は、速やかに第15条の標識の掲示を行わなければならない。